

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

第12回

令和元年12月11日（水）

原子力規制庁

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

第12回 議事録

1. 日時

令和元年12月11日(水) 15:00～15:37

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

山形 浩史 緊急事態対策監

小野 祐二 安全規制管理官(研究炉等審査担当)

戸ヶ崎 康 研究炉等審査部門 安全規制調整官(試験炉担当)

加藤 淳也 研究炉等審査部門 安全審査官

木村 裕一 研究炉等審査部門 安全審査官

山田 顕登 研究炉等審査部門 係員

株式会社日立製作所

岩瀬 隆司 原子力事業技術センター センタ長

大浦 正人 原子力事業技術センター 技術参事

月山 俊尚 原子力事業技術センター 技術参事

金野 朋博 原子力事業統括センター 放射線管理センター センタ長

蒲生 秀穂 原子力事業技術センター 王禅寺センター センタ長

鈴木 裕子 原子力事業技術センター 王禅寺センター センタ員

4. 議題

- (1) 株式会社日立製作所王禅寺センターの日立教育訓練用原子炉に係る廃止措置計画変更認可申請について

(2) 株式会社日立製作所王禅寺センタの日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請について

5. 配付資料

- 資料1-1 日立教育訓練用原子炉(HTR)に係る廃止措置計画変更認可申請人及び周辺監視区域に対する考え方
- 資料1-2 日立教育訓練用原子炉に係る廃止措置計画変更認可申請の概要
- 資料2-1 日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請の概要

6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、第12回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合を始めます。

本日の議題は、議題(1) 株式会社日立製作所王禅寺センタの日立教育訓練用原子炉に係る廃止措置計画変更認可申請について、議題(2) 株式会社日立製作所王禅寺センタの日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請についてでございます。

配付資料は、議事次第のとおりでございます。

前回の会合において、直接線・スカイシャイン線の評価を、周辺監視区域境界ではなく、設置者の当社の敷地境界で行うとの妥当性について、設置者の考え方及び規制庁における法的見解を整理することになっていましたので、それぞれ説明をお願いいたします。

まず、資料1-1を用いて、日立製作所から説明をお願いいたします。

○大浦原子力事業技術センタ技術参事 日立の大浦でございます。

それでは、資料1-1に基づきまして、今回、変更認可申請をしております人と周辺監視区域に関する考え方ということについて、整理した結果をお示しして御説明させていただきたいと思っております。

まず一つとしては、1. 人に対する考え方ということです。

専ら廃止措置期間中に供する倉庫に起因します、平常時の直接線・スカイシャイン線及び事故時被ばくの評価(廃止措置が完了するまでの期間)であることから、敷地外で、当社社員を含む周辺公衆、以下、これを人と定義させていただいております、が居住する可能性のある敷地境界として、参考1にお示しをしておりますけども、設置許可では定義されておませんが、図1の、1ページの下絵にありますような、「当社の所有権境界」を

境界とするということで考えております。

図1を見ていただいて、HTR施設の周辺にHTR施設の敷地境界、設置許可では、ここは周辺監視区域と同じ境界になっておりますけども、その外に当社の所有権境界がありますので、この当社の所有権境界を境界とするという考えでおります。

文章のほうに戻っていただいて、なお、当社の所有権境界については、今回変更申請をしております申請書では、「当社の敷地境界」というふうに定義しておりますので、HTR敷地境界と区別できるように、「当社の所有権境界」ということで、呼称を変更させていただきたいと考えております。

このHTR施設敷地境界外と当社所有権境界の間の土地に関しては、以下に示す項目を、廃止措置期間中に境界としての機能を維持管理するというで計画しております。

①としては、廃止措置完了まで土地上及びその空間において所有権の処分をしないと。②、人を居住させない。③として、当社の所有権境界には不特定多数の立ち入りを防止するためのフェンスを設置するというで、維持管理するということを計画しております。

この①、②及び③については、今回の廃止措置計画変更認可申請に対する補正申請をすることで、廃止措置期間中において、HTR施設敷地境界外で当社の所有権境界内に人が居住する可能性を排除できるものと判断しております、この考え方に基づいて対応させていただきたいというふうに考えております。

ページをめくっていただいて、2ページ目です。周辺監視区域に関する考え方ということです。

周辺監視区域の境界については、倉庫を新設し、原子炉施設に保管している廃棄物を移送し、保管した状態及び将来の解体の際に発生する比較的線量の高い廃棄物を保管管理する際にも十分な遮蔽対策を行い、周辺監視区域境界の線量限度（1mSv/y）を満足させることから、現在の原子炉室で保管しているときと比べてもリスクは同等であると判断をしております、倉庫の設置により設置許可変更を行ってまでの周辺監視区域を広げる必要はないものと考えております。したがって、周辺監視区域については、このままで対応させていただきたいと考えております。

なお、第5倉庫の遮蔽機能については強化をして、壁厚を500mmから600mmに変更するというで、周辺監視区域外においても年間1mSv以下であることを補正申請書で示すことで対応させていただきたいというふうに考えております。

3ページ目以降、参考1～参考5までありますけども、これは参考資料等を示しているも

ですので、説明は割愛させていただきます。

以上です。

○山中委員 それでは、次に規制庁からの法的な見解の説明をお願いいたします。

○加藤安全審査官 規制庁の加藤です。

今説明のあった人及び周辺監視区域に対する考え方に対する規制庁の見解について説明いたします。

今回の懸念は、周辺監視区域の被ばく評価を許可で認められた図1であるHTRの施設敷地境界ではなく、当社の所有権境界で実施してもよいかという点でございます。

本件に係る法令としましては、許可基準の24条で、省略しますが、工場等周辺の空間線量が十分低減できるものとございまして、24条の解釈に参考として記載のある線量評価指針では、24条にある「十分に低減できるもの」の尺度といたしまして、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50 μ Gy以下となっております。また、試験炉規則7条で、周辺監視区域では移住が禁止されてございます。

これを総合的に考えますと、周辺公衆被ばく評価の地点につきましては、許可で認められたHTRの敷地境界が必須ではなく、人の居住性を考慮して設定している日立製作所の評価方法に問題はないという結論に至りましたので、お伝えいたします。

以上です。

○山中委員 次に、前回の審査会合で質問のあった固体廃棄物貯蔵庫の遮蔽計算及び汚染のおそれのない管理区域の設置等について、資料1-2、資料2に基づき、日立製作所より説明をお願いいたします。

○大浦原子力事業技術センタ技術参事 それでは、資料1-2に基づいて御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、指摘事項を一覧表としてまとめているのを1ページに掲げております。1～5に関しては、第1回目の審査会合での御指摘事項に対しては、第2回目の会合で回答してございまして、今回は6番目にあります前回の審査会合での御指摘事項をまず回答させていただきたいと思っております。

指摘事項としては、通路を含む貯蔵エリアに線源を均一分布させた場合と通路を除く貯蔵エリアのみに線源を分布させた場合の線量評価の比較を説明することというこの御指摘をいただいております。

それについては、ページ飛びますけども、19ページ目を見ていただきたいと思います。

19ページ目に、添付書類の補足説明という位置づけで、今回、御回答を準備しております。

19ページ目ですけれども、第4倉庫周りの遮蔽計算では、ドラム缶の収納エリア全体（通路部分も含むこと）を線源エリアとして、エリア内に線源が均一に分布するとして評価を実施しております。その保守性について、ドラム缶が配置される領域ごとに線源を分割した場合との比較結果をお示しします。

まず、評価条件としては、線源条件、線源形状については、既に添付書類2で御説明しているとおりでございます。

評価モデルとしては、第4倉庫における現状のモデル（均一分布モデル）、左下にあります図1が均一分布モデルということで考えております。もう一つは、領域ごとに分割したモデル、領域分割モデルですけれども、それを図2ということで、通路部を空気とみなして線源を置かないような条件のモデルになっております。この二つのモデルを比較するというをやっております。

評価点としては、計算モデルによる差異を確認するというで、領域間の通路部と各領域中心の延長方向ということで、P1～P10ということで、図1と図2で掲げておりますけれども、その点における線量を評価するというを行っております。

その結果の比較として、右側にグラフでお示しをしております。横軸に評価を行っております評価点、P1～P10です。縦軸に相対比（A/B）ということで、均一分布をさせた場合の線量を分子として、領域分割をした場合の線量を分母にするということで、それを相対比でお示しをしております。したがって、縦軸の1.0が両方の均一分布と領域分割をした線量は等しいということになりますので、1を超えた場合は、均一分布のほうの線量が高いということを示すこととなります。見ていただいてもわかるように、いずれも、P6ではモデルによる影響は見られませんけれども、そのほかの場合においては、全て相対比1.0を超えておりますので、矢印の下に書いてございますように、領域分割した各領域の midpoint 及び領域間の midpoint、通路部の midpoint になりますけれども、その線量率は、領域分割モデルに比べて均一分布モデルの結果が大きくなるというような結果を得られていますので、均一分布モデルをしたほうが、保守的に評価をしているということを示しているということになります。

同様に、20ページ目に第5倉庫の場合をお示ししております。計算の条件とかは第4倉庫と同じなので、結果としては、右下のグラフにありますように、いずれも相対比が1を超えるということで、第4倉庫と同じような傾向の結果が得られているということを示して

おりますので、この評価において、問題はないものと我々は判断をしております。

これが前回の指摘事項でございます。

続きまして、先ほど資料1-1で第5倉庫の壁厚を50cmから60cmに変更するというので、その変更点のみを御説明したいと思っております。

ページが飛びますけれども、12ページ目を御覧いただきたいと思っております。ここで第4倉庫及び第5倉庫の主な仕様の一覧と左下のほうに表がございますけれども、第5倉庫の遮蔽機能という項目の、これまで側壁の厚さを50cmだったものを60cmに変更するというをしまして、右のほうに平面図がございますけれども、そのところの赤で囲んでおるところが60cmに変わるということです。

これの変更に伴って、第5倉庫周りの遮蔽の計算結果を見直してございまして、その結果を21ページ目にお示ししております。21ページ目で、第5倉庫周りの線量率の計算結果ということで、評価点Pと評価点Qが従来の50cmから60cmに変わるということに伴いまして、線量率としては、60cmにした場合 $0.08 \mu\text{Sv/h}$ ということの結果になるという結果をお示ししております。

また、次の22ページ目ですけれども、*2のところ、誘発目地のところに関しましては、これも、これまでと同様、遮蔽要求厚さ600mmを確保するような施工をするということで変更させていただきたいと考えております。

23ページ目を見ていただいて、ここは、23ページ目は、前回から先ほど御説明しました資料1-1の内容を反映した変更で、下線を引いているところが資料1-1に基づいて変更した箇所になります。「当社の所有権境界」という言葉と人との接点であるということで、こういうことで表現を見直しております。

この結果、右の下に一点鎖線の四角で囲んでおりますけれども、今回の変更申請では、当社の所有権境界のフェンスを周辺公衆の接点（これより以内にみだりに人が立ち入ることを防止する）としていることから、当社の所有権境界のフェンスは、専ら廃止措置期間中に維持すべき設備として管理するということをやっていきたいと思っております。これに関しては、後でまた御説明をさせていただきます。

それと、HTR施設周辺監視区域外の線量限度は、監視区域外の不特定者に対して1年間につき実効線量で 1mSv として、これを満足するように第5倉庫の遮蔽機能を強化するというので、これは先ほど御説明したものですけれども、この場合の線量限度の評価結果ということで、24ページ目にお示しをしております。

24ページ目は、周辺監視区域境界外における第4倉庫、第5倉庫の線量率について評価をするということです。

評価条件は、いずれも、線源条件、線源形状とも、添付書類に記載したとおりでございます。

第5倉庫は壁厚を60cmにするということで、評価方法としては、周辺監視区域での第4倉庫、第5倉庫の寄与を保守的に評価するため、隣接する建屋の遮蔽効果は無視をするということでやっております。

第4倉庫、第5倉庫の寄与が最大となる周辺監視区域境界面ということで、右の絵でございますけれども、左の縦のところに、両倉庫からの寄与が最大となる周辺監視区域境界面、ここを対象として、各倉庫と境界面が最も短くなる地点での線量率寄与を求めるということをやっております。具体的に言えば、第4倉庫から一番短い点ということで、第4倉庫からの最短点Aというものを設定して、第5倉庫については、第5倉庫の最短点Bということで、それぞれ最も距離が短くなる場所を評価するポイントとして決めて、これを合算して実効線量率を算出するという評価をやっております。

その結果として、下のほうに、表にお示しをしておりますけれども、第4倉庫の評価点Aについては、線量率としては $0.003 \mu\text{Sv/h}$ と。第5倉庫としては、評価点Bとして $0.07 \mu\text{Sv/h}$ となり、これを合計すると $0.073 \mu\text{Sv/h}$ となりますので、年間としては 0.64mSv となります。この結果から、HTR施設監視区域外の線量限度は、1年間の実効線量の 1mSv を満足するという結果を得ております。

また、次のページですけれども、直接線・スカイシャイン線²の一般公衆の寄与ということで、60cmにした場合の評価結果の見直し結果をお示ししております。結果としては、右側の表にありますように、合計としては $24.5 \mu\text{Gy/y}$ ということで、目安値である $50 \mu\text{Gy/y}$ 以下であるという結果を得ております。

最後に、38ページ目になりますけれども、維持管理設備の補正ということでお示ししております。変更のあるところは、左の表で一点鎖線の四角で囲んでいるところが変更になります。

39番は名称の変更ということで、HTR施設境界（周辺監視区域）フェンスということで、これは維持管理すべき期間を変更するという事で考えております。

42番～46番については、前回も御説明しましたけれども、これについても、維持すべき設備として追加をするということと、その維持期間についても、廃止措置期間中、維持管理

をすべき期間ということで、補正として追加するというを考えておりますので、この辺りの維持設備とその期間ということで、補正申請をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○山中委員 それでは、質疑に移ります。質問、コメントございますか。

○山田係員 原子力規制庁の山田です。

資料1-2の38ページで、口頭で説明をしていただきましたけど、維持管理設備にエントリする設備として、具体的に42番～46番については、性能や性能を維持すべき期間についても説明が必要となりますので、そちらの内容についても補正にて反映するようにお願いいたします。

○大浦原子力事業技術センタ技術参事 了解しました。丸印で書いておりますので、丸印で書いている変更内容としては、機能と期間ということで、追加をすることで考えていますので、御指摘のとおり、期間も含めた補正申請をさせていただくことで考えております。

○山田係員 原子力規制庁の山田です。

了解いたしました。

○山中委員 そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、続いて資料2の説明をお願いいたします。

○金野放射線管理センタ長 日立製作所の金野です。よろしくお願いいたします。

資料2ですが、1ページ目です。第2回の審査会合での指摘事項について、表にまとめております。御指摘事項、P13の各段階における汚染のおそれのない管理区域の管理方法を具体的（対象や手段など）について説明することという御指摘でした。以下、説明しますが、その後、あわせてその他についても少し御説明申し上げます。

資料の13ページ目を御覧ください。資料の13ページ目に管理区域の運用のイメージ、図で示しておりますが、これが現在①～⑥という手順を追って運用が変わっていくんですが、ここについての細かな説明を次の14ページ、15ページに示しております。

14ページ目、お願いします。管理区域の運用のイメージです。凡例、図がありますが、黄色の部分が通常の管理区域、ブルーの部分が汚染のおそれのない管理区域ということで、表示を分けております。実線の部分が常時の管理区域、また、点線の部分が一時的な管理区域というふうに表現しております。まず、①現在ですが、放射性固体廃棄物はドラム缶及び角型金属容器に封入して原子炉室内に保管されております。容器表面は汚染のない状

態に維持されております。一部ドラム缶は二重化しております。次、②に行きまして、両倉庫（第4倉庫、第5倉庫）が完成時ですが、第15条第1項の標識を出入り口等に掲示をします。その後、③放射性固体廃棄物の移動時ですが、右側の四角の中ですが、③-1の括弧にあります（移動開始時）については、まず両倉庫を管理区域に設定します。原子炉室／倉庫間の移動ルートを一時的に管理区域に設定します。両倉庫、移動ルート及び原子炉室内の移動準備エリアを汚染のおそれのない管理区域に設定します。そして、（移動時）は、原子炉室内の移動準備エリアへ容器を移動する際は、表面密度検査を実施します。また、第1段階で発生した鋼製のドラム缶については、移動準備エリアにてビニール袋で養生の上、二重化をします。線量について、0.1mSv/hを超えるものは容器を遮蔽します。その後、両倉庫へ移動します。（移動完了後）、作業終了後、移動ルートの一時管理区域を解除し、移動準備エリアを通常の管理区域に戻します。③-2については、汚染のおそれのない管理区域における保安管理を示しております。まず、（人・物品の管理）については、身体汚染や物品の持ち出しに係る表面密度の検査は行いません。これは、その後も継続します。（施設の保安管理）につきましては、表面密度測定を定期的実施し、汚染のないことを念のため確認します。これも以降継続をします。

次に、15ページです。④排水配管の解体撤去時です。廃棄物の移動終了後、排水配管の解体等を行うに当たり、汚染が発生した場合の汚染拡大防止のため、あらかじめ作業エリアを区画します。作業中は適宜空気中濃度を測定します。汚染の除去により発生した撤去物は、クリアランス対象物としてほかの放射性固体廃棄物と混在せぬよう保管エリアを識別し、第4倉庫に保管する計画です。続いて、⑤原子炉室管理区域の一部解除です。原子炉室床面、壁面の汚染の状況を確認し、管理区域を一部解除します。原子炉本体領域の立ち入り可能な管理区域は実験プールの内部のみでありますので、管理区域境界はプール上部の鉄板となります。管理区域としての出入り管理をここで行います。具体的には上部鉄板に標識を掲示し施錠し、靴交換等の管理を実施します。⑥番目、最後ですが、原子炉本体の調査時。汚染が発生した場合の汚染拡大防止のため、あらかじめ作業エリアを区画し、区画内を一時的に管理区域に設定します。作業中は適宜空気中濃度の測定を実施します。作業終了後、作業エリア内の汚染の状況を確認し、一時管理区域を解除します。

こういった①～⑥までの手順を明確に示したものが、14ページ、15ページになります。

ここで、追加で少し御説明したい内容を申し上げます。

まず、資料の少し前に戻りますが、7ページ、お願いします。7ページについては、線量

当量率等の測定についての表ですけれども、右側の下の部分、補正と書いてあるところを説明しますが、 α 線を放出しない放射性物質で、これ、資料に誤記がありましたので、適正化するという意味で訂正をします。ここは $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 「以下」となっていますが、 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 「未満」と補正では修正をします。その後の括弧の部分、（汚染のおそれのない管理区域にあつては、かつ検出限界値以下）、この括弧の部分は今回削除します。

続きまして、11ページをお願いします。11ページは、定期自主検査に関する部分ですけれども、廃止措置計画の機能を維持すべき施設の追加がありましたので、ここの部分を表の右側の部分、青く点線で囲っている部分、ここを追加しております。

続きまして、16ページをお願いします。16ページ、汚染のおそれのない管理区域について、少し説明を付加してあります。変更後の部分の色がついている、補正と書いてある部分です。管理グループ長は、第1項の管理区域又は第2項の一時管理区域の一部又は全部について汚染のおそれのない管理区域とみなす場合（当該区域において汚染の発生する作業を行わない場合、かつ表面密度が α 線を放出しない放射性物質で $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 未満）、申し訳ありません、この以下の未満の後の検出限界値以下、ここは削除します。 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 未満、ここで括弧を閉じまして、「には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない」というところを、これも変更を行います。

最後、17ページです。17ページも汚染のおそれのない管理区域についての説明の部分ですが、下の右の部分、補正と書いてあるところ、測定の目的を明確化しております。（汚染のおそれのない管理区域にあつては、汚染のない状態が維持されていることを念のため確認するため）ということを追加しております。

もう一個として、12ページです。12ページ、右側に時系列で、そのタイミングでの管理区域の位置を図示しているものがありますが、真ん中の青の点線で囲った部分を今回追加しております。左側から右側に行く段階、途中の段階でどういう状況かというのを示したものです。

資料2の説明は以上になります。

○山中委員 それでは、質疑に入ります。質問、コメントございますか。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

汚染のおそれのない管理区域の設定につきましては、基本的に、汚染がない状態で管理区域の設定をして、その後、廃棄物とかを持ち込むときには、汚染がない状態で持ち込んで、その状態を念のため放射能の測定をして、問題ないということを確認するということ

はわかりました。

ちょっと1点だけ確認なんですけど、14ページの右の③-1の段の三つ目の矢羽なんですけど、移動準備エリアのところというのは、①とか②では黄色とかオレンジ色になっているんですけど、そこは③では青の汚染のおそれのない管理区域に設定するという事なんですけど、その設定の仕方についてを、もともと汚染があったところを除染してやるのか、それとも、もともとそういう汚染がないところを、汚染がないということを確認して、そういうエリアに設定するのか、その点をちょっと教えてもらいたいと思います。

○金野放射線管理センタ長 日立の金野です。

現在も、この移動準備エリアというのは実は汚染がないんですけれども、改めて汚染のない管理区域に設定する場合には、区画をして出入り箇所も分けるということと、あと、改めてその部分には汚染のないことを確認して、汚染のない管理区域の運用を開始します。

○戸ヶ崎調整官 了解しました。

基本的には、今、黄色になっていますけど、もともと汚染がないところを、念のために汚染がないということを確認して、汚染のおそれのない管理区域に設定するという事を確認しました。

○山中委員 そのほか何かございますか。

○加藤安全審査官 規制庁の加藤です。

本日、御説明のあった内容については、特段問題はないと思っておりますので、審査会合で説明した内容については、それを反映した補正の提出のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○岩瀬原子力事業技術センタ長 はい、了解しました。

○山中委員 そのほかいかがでしょうか。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

以前、行政相談で相談がありました、廃止措置期間中に固体廃棄物貯蔵庫を新設するわけなんですけど、そのときに設計及び工事の方法の認可のそういう申請が必要かどうかという話についてです。これについて、ちょっと規制庁のほうで考え方を確認しました。

考え方につきましては、廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉施設において、廃止措置を実施するために必要な施設の設置、改造等の工事を行う場合にあっては、当該

工事に着手する前に、その具体的な事項、許可及び設工認で必要とされる事項と同等の事項を廃止措置計画に定めて認可を受けることとしまして、当該工事に係る設置変更の許可とか届け出並びに設計及び工事の方法の認可、これに伴う使用前検査は要しないものと考えております。

その際、廃止措置計画に定めた施設の設置、改造等の工事に係る具体的な事項につきましては、設置許可基準規則、設工認規則等を参考に、具体的な工事の内容が、廃止措置認可基準、災害の防止上支障がないことに照らして適切かどうかの判断を行いたいと思います。

このため、今の日立製作所の廃止措置計画の申請書には、先ほどの遮蔽計算とか、あと、地震が起きたときにドラム缶が倒れないとか、そういうことの詳細な説明書類はないと思いますので、それを補正申請で添付していただいて、廃止措置計画変更審査の中で、その基準適合性を確認したいというふうに思っております。

先ほど日立製作所の所有権境界の考え方とかによってフェンスを維持管理施設に追加するとか、そういう補正をまだ行うということがありましたので、その補正内容につきましては、規制庁のほうで確認しまして、その内容に応じて今後の対応というのを検討したいと思います。

○岩瀬原子力事業技術センタ長 日立の岩瀬でございます。

先ほどコメントいただいた設工認同等の記載というところを、今回、特に具体的に言っていたいただいた遮蔽の機能だとか、あるいは耐震機能だとかというところを、設計の考え方をもう少し補正の中で、申請書の中で書いて、調整をさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

補正が出ましたら、その内容を確認させていただきまして、その内容に応じて今後の進め方を考えたいと思います。

以上です。

○山中委員 そのほか、特に問題ございませんか。何か確認しておきたいことはございますか。

それでは、廃止措置計画変更認可申請及び保安規定変更認可申請については、特段の論点はないかと思っておりますので、事務局にて補正の内容を確認していただき、必要な対応を進めていただくようお願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の審査会合を終了いたします。